

派遣留学・認定留学に伴う単位認定

< 単位換算の方法・認定方式 >

単位認定は、原則として、留学先大学で履修したすべての授業時間数を、次の計算式によって本学の単位に換算し、授業科目の区分毎に本学の卒業に必要な単位として認定します。

なお、認定方式は、留学先大学で履修した授業内容に関係なく認定する「一括認定」と、本学の授業科目に類似した授業科目を留学先大学で履修した場合に振り替えて認定する「振替認定」で行います。

※外国語学部の通年科目（「総合〇〇語」など）については、単位認定ではなく「成績評価」により単位を認定します。

詳細については、【通年科目（「総合〇〇語」など）の取り扱いについて】を参照してください。

【単位換算の計算式】

$$\frac{\text{留学先大学で履修したすべての授業時間数 (分)}}{900 \text{ 分 (本学で 1 単位を修得するために必要な基準時間数)}} = \text{本学での単位数}$$

※日本語教育実習の単位数は、授業時間 30 時間（1800 分）をもって 1 単位とします。

< 認定単位数等 >

留学期間	単位認定の上限		申請から認定まで
	学部	短期大学	
1 学期間	26 単位	24 単位	本人の申請に基づき所属学科会議を経て教授会で審議のうえ、その可否を決定します。したがって、留学すれば必ず単位が認定されるというものではありません。留学を計画した時点でアカデミック・アドバイザーおよび授業科目担当者（短期大学はキャリア英語科長）・国際部・教育支援課へ相談し、指導を受け、帰国後に単位認定申請に備えてください。
2 学期間	48 単位	—	

※単位認定全体の上限等については、「本学以外での学修成果に対する単位認定」（学部 41 ページ、短期大学 155 ページ）を参照してください。

※留学先大学で履修した実技に関する科目は、単位認定の対象となりませんので注意してください。

外国語学部

1 専攻語留学（留学先大学の授業での主たる使用言語が専攻語）の単位認定の方法

- 留学先大学で修得した単位の認定方法は、原則として包括的な「一括認定」とします。ただし、全学共通科目（外国語科目）は科目対科目の「振替認定」とします。
- 学部導入科目（基礎ゼミナール、言語と平和 A）および資格課程に関する科目の認定は行いません。
- ゼミナール科目Ⅰ～Ⅲは、留学中に担当教員から指導を受けていた場合に認定します。
なお、ゼミナール科目Ⅳは、担当教員から指導を受けたうえで、所定の期間に卒業選択（卒業論文 / 卒業研究）を提出し、担当教員が合格と評価した場合に限り認定します。
- 成績表等への表記は、「一括認定」の場合は海外留学認定科目（ただし、専門科目等の一部の授業科目区分は本学の授業科目名）、「振替認定」の場合は本学の授業科目名とします。

【単位認定の対象になる授業科目と優先順位】

単位認定の対象になる授業科目は次表のとおりで、各学科の授業科目区分に応じて単位認定を行います。

単位認定の申請は、次表の優先順位に基づいて本人が行ってください。

専門科目（必修[英米語学科（通常コース）を含む]）については、専攻語留学の場合にのみ、留学期間中に本学で履修可能な授業科目は、再履修科目を含め、単位認定の申請ができます。ただし、通年科目については、次の「通年科目（「総合〇〇語」など）の取り扱いについて」に従ってください

優先順位	授業科目区分	認定方法	認定結果の成績表（証明書）への表記方法	備考
①	専門科目（必修）	一括認定	授業科目名で表記	留学期間中に本学で履修可能な授業科目で、卒業要件単位数を上限として認定 ※通年科目は単位認定の上限に含まない
②	ゼミナール科目	一括認定	授業科目名で表記	留学期間中に本学で履修可能な授業科目で、卒業要件単位数を上限として認定
③	専門科目（選択必修） ※英米語学科通常コース	一括認定	海外留学認定科目で表記	卒業要件単位数を上限として認定
④	専門科目（選択・言語） ※英米語学科	一括認定	海外留学認定科目で表記	卒業要件単位数を上限として認定
⑤	専門科目（選択・地域研究） ※英米語学科	一括認定	海外留学認定科目で表記	卒業要件単位数を上限として認定
⑥	専門科目（選択） ※英米語学科以外	一括認定	海外留学認定科目で表記	卒業要件単位数を上限として認定
⑦	全学共通科目（外国語科目）	振替認定	授業科目名で表記	留学期間中に本学で履修可能な授業科目で卒業要件単位数を上限として認定
⑧	全学共通科目（教養科目）	一括認定	海外留学認定科目で表記	上記①～⑦を含めて留学期間に応じた単位数を上限として認定 ※全学共通科目（教養科目）の卒業要件単位数を超えて修得した単位数を自由選択に算入（英米語ダイヤモンドコースを除く）

※「学部導入科目（基礎ゼミナール、言語と平和 A）」は認定しません。

※ゼミナール科目Ⅰ～Ⅲの認定は、留学中に担当教員から指導を受けていることを前提とします。

ゼミナール科目Ⅳは、担当教員から指導を受けたうえで、所定の期間に卒業選択（卒業論文 / 卒業研究）を提出し、担当教員が合格と評価した場合に限り認定します。

※資格課程に関する科目は認定しません。

※留学先大学で履修した実技に関する科目は、単位認定の対象としません。

【通年科目（「総合〇〇語」など）の取り扱いについて】

留学期間中に通年科目と同等の教育を受けたものとみなし、「一括認定」「振替認定」ではなく成績評価により単位認定を行います。

通年科目の成績評価方法については、次表の＜専攻語留学の通年科目の取り扱い＞の備考欄に記載のとおり、各学科が独自に実施する試験（4技能で1年次の通年科目はA1相当、2年次の通年科目はA2相当）を受験した場合に限り、当該試験結果にもとづき成績評価（60点～100点は合格、59点以下は不合格）を行います。ただし、春学期のみの留学については、同一年度の秋学期に残りの通年科目を履修した場合に限り、成績評価を行います。

単位認定の上限単位数については、留学期間中に本学で履修可能な通年科目の単位数（1学期間の留学であれば半分の単位数）を引いた単位数とします。（例えば、1年間留学し、上記の方法により通年科目20単位分を認定する場合、通常の単位認定の上限48単位から通年科目の20単位を引いた28単位が、単位認定の申請の上限単位数となります。）

※留学先大学での授業時間数により算出した本学での単位数が通年科目の単位数より少ない場合でも上記の取り扱いに基づいて単位認定を行います。

※単位を認定する通年科目は授業科目の先行履修条件に従います。（例えば、同一学期内に「総合〇〇語Ⅰ」と「総合〇〇語Ⅱ」は履修できないため、「総合〇〇語Ⅱ」の単位認定は行いません。）

< 専攻語留学の通年科目の取り扱い >

	留学 学期	単位認定	単位認定の上限	成績評価	備 考
①	春・秋	上限には 含まない	48 単位から通年科目の単位数 を引いたもの	成績評価	単位認定は、留学を終了する学期（1・2月）に、 所属学科が独自に実施する試験（4 技能で A2 相 当）を受験した場合に限る。
②	春のみ	上限には 含まない	26 単位から通年科目の半分の 単位数を引いたもの	成績評価	留学を終了する学期の同一年度の秋学期に残りの 通年科目を受講した場合に限る。 秋学期末の成績が不合格になっても留学の単位認 定は変更しない。
③	秋のみ	上限には 含まない	26 単位から通年科目の半分の 単位数を引いたもの	成績評価	留学を終了する学期（1・2月）に、所属学科が 独自に実施する試験（4 技能で 1 年次は A1 ま たは 2 年次は A2 相当）を受験した場合に限る。
④	秋・春	上限には 含まない	②③準用	②③準用	<p>< 1 年次秋学期から 2 年次春学期まで留学 > 1 年次の通年科目は留学を終了する学期（7・8 月） に所属学科が独自に実施する試験（4 技能で A1 相当）を受験した場合に限る。2 年次の通年科 目は②を準用する。</p> <p>< 2 年次秋学期から 3 年次春学期まで留学 > 2 年次の通年科目は留学を終了する学期（7・8 月） に、所属学科が独自に実施する試験（4 技能で A2 相当）を受験した場合に限る。</p>

2 非専攻語留学（留学先大学の授業での主たる使用言語が非専攻語）の単位認定の方法

各学科の専門科目については、以下の①②の認定方式で単位を認定します。その他の授業科目区分の単位認定は、
< 専攻語留学（留学先大学の授業での主たる使用言語が専攻語）の場合 > の留学の認定方式を準用します。

- ① 各学科の専門科目（必修 [英米語学科通常コースの選択必修を含む]）として、認定可能な単位数がない場合は、当
該科目区分の単位認定は行いません。
 - ② 専門科目(選択)については、類似した科目を履修し合格した場合に限り、「海外留学認定科目」に振り替えて認定します。
※非専攻語留学については、通年科目の単位認定は行いません。
- ※留学期間に秋学期を含める場合、春学期に履修登録をした通年科目を、秋学期の留学開始後に当該通年科目を取り消
します。
- ※留学に行く時期や留学先大学で履修した授業内容・授業時間数によっては、4 年間での卒業は難しくなりますので、注
意してください。

国際貢献学部

単位認定の方法

- ・留学先大学で修得した単位の認定方法は、科目対科目の「振替認定」とします。ただし、ゼミナール科目および全
学共通科目（教養科目）は包括的な「一括認定」とします。
- ・学部基幹科目「Introductory Seminar A」「Global Engagement and Peace」および資格課程に関する科目
の認定は行いません。
- ・ゼミナール科目Ⅰ～Ⅲは、留学中に担当教員から指導を受けていた場合に認定します。
なお、ゼミナール科目Ⅳは、担当教員から指導を受けただうで、所定の期間に卒業選択（卒業論文 / 卒業研究）
を提出し、担当教員が合格と評価した場合に限り認定します。
- ・成績表等への表記は、一括認定の場合は海外留学認定科目（ただし、ゼミナール科目は本学の授業科目名）、振
替認定の場合は本学の授業科目名とします。

【単位認定の対象になる授業科目と優先順位】

単位認定の対象になる授業科目は次表のとおりで、各学科の授業科目区分に応じて単位認定を行います。単位認定の申請は、次表の優先順位に基づいて本人が行ってください。

学部基幹科目、専門科目（必修／展開／選択）については、類似した科目を履修し合格した場合に限り、振り替えて認定し、認定可能な単位数がない場合は、当該科目区分の認定は行いません。また、留学期間中に本学で履修可能な授業科目は、再履修科目を含め、単位認定の申請ができます。

※留学に行く時期や留学先大学で履修した授業内容・授業時間数によっては、4年間での卒業は難しくなりますので、注意してください。

優先順位	授業科目区分	認定方法	認定結果の成績表（証明書）への表記方法	備考
①	学部基幹科目	振替認定	授業科目名で表記	留学期間中に本学で履修可能な授業科目で、卒業要件単位数を上限として認定 ※ Introductory Seminar A、Global Engagement and Peace は単位認定の対象外
②	専門科目（必修）	振替認定	授業科目名で表記	留学期間中に本学で履修可能な授業科目で、卒業要件単位数を上限として認定
③	ゼミナール科目	一括認定	授業科目名で表記	留学期間中に本学で履修可能な授業科目で、卒業要件単位数を上限として認定
④	専門科目（展開） ※グローバル観光学科	振替認定	授業科目名で表記	留学期間中に本学で履修可能な授業科目で、卒業要件単位数を上限として認定
⑤	専門科目（選択）	振替認定	授業科目名で表記	留学期間中に本学で履修可能な授業科目で、卒業要件単位数を上限として認定
⑥	全学共通科目（外国語科目）	振替認定	授業科目名で表記	留学期間中に本学で履修可能な授業科目で、卒業要件単位数を上限として認定
⑦	全学共通科目（教養科目）	一括認定	海外留学認定科目で表記	上記①～⑥を含めて留学期間に応じた単位数を上限として認定 ※全学共通科目（教養科目）の卒業要件単位数を超えて修得した単位数を自由選択に算入

※「学部基幹科目（Introductory Seminar A、Global Engagement and Peace）」は認定しません。

※ゼミナール科目Ⅰ～Ⅲの認定は、留学中に担当教員から指導を受けていることを前提とします。ゼミナール科目Ⅳは、担当教員から指導を受けたうえで、所定の期間に卒業選択（卒業論文／卒業研究）を提出し、担当教員が合格と評価した場合に限り認定します。

※資格課程に関する科目は認定しません。

※留学先大学で履修した実技に関する科目は、単位認定の対象としません。

短期大学

専攻語留学（留学先大学の授業での主たる使用言語が英語）の単位認定の方法

- ・留学先大学で修得した単位の認定方法は、原則として包括的な「一括認定」とします。
- ・成績表等への表記は、「一括認定」の場合は海外留学認定科目（ただし、専門科目（選択必修）の授業科目区分は本学の授業科目名）とします。

【単位認定の対象になる授業科目と優先順位】

単位認定の対象になる授業科目は次表のとおりで、キャリア英語科の授業科目区分に応じて単位認定を行います。単位認定の申請は、次表の優先順位に基づいて本人が行ってください。

優先順位	授業科目区分	認定方法	認定結果の成績表（証明書）への表記方法	備考
①	専門科目（選択必修）	一括認定	授業科目名で表記	留学期間中に本学で履修可能な授業科目で、卒業要件単位数を上限として認定 ※ Graduation Project II を含む。
②	専門科目（選択）	一括認定	海外留学認定科目で表記	卒業要件単位数を上限として認定
③	教養科目	一括認定	海外留学認定科目で表記	上記①②を含めて留学期間に応じた単位数を上限として認定

※「総合科目」は認定しません。